事務会計担当者説明会(リモート会議(Zoom))次第

2023 年 4 月 20 日（木）18 時 30 分～

〇 開催挨拶　　（一財）北海道バスケットボール協会　森野専務理事

〇 開催目的　事業運営費・一般管理費における事務会計業務において、事務会計担当者が業務内容を理解していただき、各地区協会内での確認作業をスムーズに行えるように、本日の説明会を開催させていただきます。

〇 説明内容

１．基盤強化推進費（正味財産）の活用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

２．HBA 一般管理会計・事業活動会計「予算策定・執行に係る運用内規」について　・・・・P4

3.　事務会計業務において不備が多い点の紹介、修正・確認内容を「対象経費基準」で照合・・P7

⑴2023 年度　別紙①.ファンド A 交付金　対象経費基準【事業運営費】　・・・・・・・・P12

⑵ 2023 年度　別紙②.ファンド B 交付金　対象経費基準【一般管理費】　・・・・・・・・P13

4.　2023 年度　各種大会等の領収書の様式及び記入例について　・・・・・・・・・・・・・P14

5.　会議費・日当・旅費交通費・食糧費・雑費の区分（科目）の適用について　・・・・・・P15

6. 2023 年度　HBA 協賛金のガイドラインについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P40

7.　モバイルルーターWiFI について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P41

8.　その他

・DC 関連周知事項（U12・U14・U16 活動）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P46

9.　質疑応答

以上

2023 年 4 月 15 日

基盤強化推進費（正味財産）の執行について

地区バスケットボール協会 理事長各位
地区バスケットボール協会 事務局長各位

（一財）北海道バスケットボール協会
専務理事 森野 和泰
副専務理事・財務部長 野々村 慶治

日頃より、本会の事業にご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

新年度を迎え大変忙しい時期かと存じますが、財政調整基金会計の変更についてお知らせいたします。

ご存じの通り、JBA では 2018 年度、競技環境の整備等を目的に、それまで独自に設定・徴収していた登録金制度の抜本的な改正**「都道府県協会の登録料の一元化」**が施行され、5 年が経過しております。

また、**D-fund（JBA からの PBA への補助金）**の導入により、都道府県ならびに傘下団体の**ガバナンス構築**が推進・強化されると同時に、PBA（都道府県協会）の予算・決算も公益事業に準じた会計処理が必要となっております。北海道協会では 2018 年度、本制度導入時より、地区協会事業推進のための費用交付について、その都度、必要に応じ交付金の試算根拠を改編して実施しております。昨年度（2022 年）まで「競技会 7 事業」収支予算の内容を根拠に交付金額を決定しておりましたが、2023 年度より、以下の「**7 事業**（実施状況により増減あり）」に変更（詳細は、以下を参照ください。）致します。同時に、これまで「財政調整基金」としていたものを**「基盤強化推進費」**とし、「Ⅰ基盤強化推進試算・対象競技会」並びに「Ⅱ基盤強化推進費（正味財産）対象事業」は、以下に記載致します。　尚、費用執行は、原則、JBA 及び HBA が定める「D-ファンド」対象経費基準に準じるものとなりますが、HBA への事業計画書並びに収支予算書の提出の必要はありません。各事業の費用執行の支出明細書（領収書等添付）ならびに決算書の保存（各地区）をお願い致します。HBA に対しては、会計「様式- 6 」にて報告と致します。但し、内容等に不備が認められた場合、当方よりご連絡させていただきます。

尚、2024 年度以降、JBA「D-fund 制度」、「登録制度」の大幅な改編が予定されており、それに伴い内容の本件内容の変更も予定されております。その点も含みご案内いたします。

「記」

Ⅰ.「基盤強化推進試算・対象競技会」※事業収支予算書「様式- 4　支出合計額×25%」

1．U-12 ミニバス夏季交歓大会・地区予選会
2．U-12 ミニバス全国大会北海道予選会・地区予選会
3．U-12 ミニバスブロック大会・地区予選会（2022 年度第 1 回 新事業）「開催地区協会のみ対象」
4．U-15 選手権大会（Jr ウインターカップ）・地区予選（但し、ブロック道予選対象外）
5．U-15 中学校新人大会・各地区予選
6．U-18 高等学校新人大会・各地区予選会
7．U-18 高等学校選手権大会・各地区予選会
8．全日本社会人北海道ブロック大会・各地区予選会「開催地区協会のみ対象」

Ⅱ「基盤強化推進費（正味財産）対象事業」

1．選抜選手・指導者の派遣費補助

・国民スポーツ大会 北海道予選会派遣補助

・その他、選抜大会派遣補助「道大会・ブロック大会」

2．競技環境の整備

・カテゴリー 一気通貫事業等

・オフィシャル関連器具の購入

・支出超過競技会の補填

・傷害保険料

3．審判員強化・育成

・研修会参加補助

・大会派遣審判費補助

4．周年事業開催費用

・事業経費支出の補填

5．普及事業費

・未登録チームの登録推進事業

・その他、事業推進実施に係る経費

※ 尚、JBA からの提示される補助金は「公益財団法人会計」となっております。　事業内容によっては対象外経費となる場合があります。執行にあたり不安に思う点がありましたら必ず下記に問い合わせください。　よろしくお願い致します。

「本件に対する問い合わせ」

（一財）北海道バスケットボール協会

副専務理事・財務部部長　野々村 慶治

事務局長　髙橋　雅子

TEL 011-820-1632

様式６

2022年度　財政調整基金会計収支報告書

協会/連盟名　　〇〇地区バスケットボール協会

【収入】

（単位：円）

	摘　　要	金　額
1	2021年度繰越額	
2	2021年度　事業会計収支合計額	
3	スポーツ協会支援金	
4	利息	
5	7大会事業交付金	
6		
7		
8		
9		
10		
合　　計（A）		0

【支出】

	摘　　要	金　額
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
合　　計（B）		0

2022年度　財政調整基金残高（収入ー支出　（A－B））	0

(D-fund2023)

様式４

事業活動計画書（７事業）

報告年月日	2023年　月　日
地区協会名	
担当者役職・氏名	
連絡先電話（携帯）	
メルアド	

	1．主管者	
	2．事業名（大会名等）	❶U12_第44回ミニバス夏季交歓大会〇〇地区予選
	3．事業・活動の目的	
実施する事業の内容	4．事業・活動の内容	バスケットボール競技大会
	(1)事業日または活動期間	2023年　月　日（　）　～　日（　）　　日間
	(2)事業または活動場所	
	(3)対象者（カテゴリー等）	
	(4)参加者予定者数およびチーム数	チーム　、　名
	(5)事業・活動実施内容（具体的に）	
	(6)その他、特記すべき事項	
	5．備　考	

2023年３月15日「改訂」
(一財)北海道バスケットボール協会
（第４回理事会 追認事項）

ＨＢＡ 一般管理費会計・事業活動会計
「予算策定・執行に係る運用内規」

《目的》

（一財）北海道バスケットボール協会（以下「本協会」という。）、「一般管理費会計ならびに事業費会計費用基準」・「役員ならびに評議員の報酬ならびに費用に関する規程 」・「選抜チームの競技会派遣ならびに競技会審判員の派遣補助に関する規定」に準じ、本協会の一般管理費および事業活動費予算策定、並びに予算執行および派遣に関する基本的事項を定め、会計の妥当性と透明性の確保を図ることを目的に本内規「一部、地区協会会計に準用」を定める。

《一般管理費・事業費 会計》「別紙-２ ファンドＡ/Ｂ交付金対象経費基準（「以下、「別紙 - ２」という。）の運用」

１．会議、競技会その他、各種事業等の日当の経費基準とその額を、次の各項に定める。

「※ 地区協会会計に準用する」

(1) 日当対象経費は、(別紙２-⑥会議費・⑦旅費交通費の基準）を参照する。

① 会議出席日当は、原則2,000円（以下、②の基本交通費を定める。）とする。

② 基本交通費とは、出席のため必要な移動往復距離が40㎞未満をいう。(距離の試算は、「Yahoo⇒地図⇒ルート⇒自動車による試算」）の場合、日当（交通費含）は、2,000円/日とする

③ 会議が長時間となる場合、その日当の額はその都度、専務理事が別に定める。

④ 会議が同日・同所にて二つ以上の会議実施される場合、原則、日当の二重払いにならないよう配慮する。ただし、長時間または開催場所が異なり移動が伴う場合は、専務理事が別に定める。

⑤ リモート（web）で実施する会議等の参加は、日当1,000円とする。

⑥ 競技会、各種事業活動等の日当は、原則2,000円（基本交通費含む）とする。ただし、移動距離が基本交通費基準を超える場合、別に定める規定を以下（2）により交通費加算額を支払うことが出来る。

⑦ 競技会の各種事業活動等が長時間となる場合、その日当は、上限額を 4,000 円とする。その額は、必要に応じ、事業毎に専務理事が定める。

⑧ その他、本協会事務処理業務（庶務業務「書類の作成や整理などの作業全般」）日当（基本交通費含む）は、「業務日報」を提出し、支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。

(2) 旅費交通費の加算額の支払い基準「会議、競技会、各種事業会計に準用する。」

① 居住地と開催地との往復移動距離が40㎞未満（以下、示す距離は、「YAHOO⇒地図⇒ルート⇒自動車による試算」）の場合は、日当(交通費含)は、2,000円/日とする。

② 居住地と開催地との往復移動距離が40㎞以上100㎞未満の場合、①の日当に下記、ア～ウに示す、追加交通費を支払うことができる。

③ 居住地と開催地との往復移動距離が 100 ㎞以上の場合、①の日当に下記、エに示す計算式にて算出した、追加交通費を支払うことができる。

ア　40㎞以上60㎞未満　追加交通費【500円】
イ　60㎞以上80㎞未満　追加交通費【1,000円】
ウ　80㎞以上100㎞未満 追加交通費【1,500円】
エ 100㎞以上 追加交通費【(YAHOO⇒地図⇒ルート⇒自動車：試算往復距離 － 基本距離40㎞)×37円】 ＝10円単位を四捨五入した金額で支払うこと。

④ 審判員の交通費補助は、上記の60%とする。
※100㎞以上 追加交通費【(YAHOO⇒地図⇒ルート⇒自動車：試算往復距離 － 基本距離40㎞)×37円】×0.6 ＝10円単位を四捨五入した金額で支払うこと。

(3)宿泊は、以下を基準とする

① 最寄り駅の出発時刻が「7時以前」および、到着時刻が「23時以降」となる場合、宿泊費10,000円（税込）／泊を上限とする。

② 時間（上記①、参照）および距離【YAHOO⇒地図⇒ルート⇒自動車を検索⇒距離算出「**おすすめ**」】を算出していただき、片道50㎞を超える場合、原則宿泊を認めます。

(4)競技会等の設営準備に関わる役員

(5)その他、専務理事が必要と認めた場合

※ 尚、「旅費の算出が不明な場合、必ず事務局に確認の上、精算するようにお願いします。」

２．会議費「別紙２-⑥-(3)飲料及び軽食」

① 飲料・軽食費「上限 300 円、消費税込み」、飲料のみの場合「上限 200 円、消費税込み」とする。

② 会議その他事業等の業務に掛かる時間が 3 時間以上となり、食事が必要な時間帯である場合、食糧費は「上限 800 円（飲料含）消費税込み」とする。 ただし、日当の加算支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。

③ 競技会事業での食料の提供は、稼働時間・時間帯等を考慮し、専務理事が別に定める。

３．渉外・通信補助費

(1) 委員会・部会に渉外費（通信費を含む）を以下に定める額を上限とし、尚、その額は、当該会計年度予算策定時に専務理事が別に定める。尚、各専門部、委員会、部会内の委員への支払い額は、各専門部、委員会、部会と協議し、専務理事が決定する。

１）専門部	20,000 円/年
２）総務委員会	20,000 円/年
３）競技会委員会	30,000 円/年
４）強化・育成委員会	30,000 円/年
５）審判委員会	50,000 円/年
６）普及委員会	20,000 円/年
７）スポーツ医科学委員会	20,000 円/年
８）広報委員会	20,000 円/年
９）3×3 委員会	10,000 円/年
10）各部会	30,000 円/年

(2) 上記は補助費とするものであり、その額を上回る場合も上記額を超えて支払うものではない。

(3) 各地区協会は上記補助額の 50%を上限とし、それぞれの規模に応じその額を専務理事が決定する。

４．本協会主催または主管する大会および主管受託団体の大会役員、競技運営役員の業務・派遣、稼働ならびに事業活動に係る役割について、以下の各項に定める。

(1) 大会役員とは、大会長・副大会長、大会顧問、大会委員長・大会副委員長、各委員会 GM・委員長、部会長等 HBA 統括責任者および主管受託団体の上記相当職の役員で、プログラム記載の「大会役員」をいう。

(2) 競技運営役員とは、競技運営に関わる役員で、プログラム掲載の「競技運営役員」をいう。

(3) 競技会の大会役員および競技運営役員は、HBA 総務委員会が「競技会運営マニュアル」を作成し、理事会で決定する。

(4) 競技会に稼働する競技運営役員は、当該競技会に参加チームスタッフ・選手、ならびに稼働する審判員およびその他の業務（マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナー等）と重複しないことが望ましい。ただし、競技会運営上重複が必要となる場合、日当等の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。

(5) 高体連および中体連主催競技会への大会役員および運営役員の日当（交通費含）ならびに派遣費の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。

《申し合わせ事項》

１【趣旨】

本申し合わせは、（一財）北海道バスケットボール協会（以後、「本協会」という。）が主催および主管となる競技会ならびに講習会・研修会（以下、「事業等」という。）の役員稼働、派遣（審判員も含む）に関する稼働・派遣に関する事項を、本協会が別に定める「基本規程」ならびに「研修会の報酬および費用に関する規定」、「選抜チームの競技会派遣および競技会審判員の派遣補助費に関する規定」および「予算策定並びに執行に係る運用「内規」を基準とし、その執行に関して定めるものである。

２【目的】

本協会事業等の役員稼働・派遣費等に係る本協会経費削減ならびに自己負担の軽減を図るとともに、併せ健全かつ明朗な会計処理を図ることを目的とする。

３【自己負担金の軽減】

本協会規程「選抜チームの競技会派遣および競技会審判員の派遣補助費に関する規定」第 4 条 3 項(4) 審判員の派遣費（宿泊補助費）を、以下のように改訂する。

① 10,000 円 ／1 泊する。「改定前 5,000 円/1 泊」

4【事業等の経費削減の推進について】

① 開催地が札幌近郊本協会役員（札幌近郊在住）の、開催地へ派遣の前泊および後泊は、その移動距離が凡そ**片道 50㎞ 未満**で、移動時間が**1 時間**程度の場合、原則認められない。

② 開催地が札幌近郊以外で、開催日前日より会場設営が必要となる場合、原則、開催地区に会場設営を委託し、会場点検業務以外の役員の前日稼働を削減する。

《基本規程の改訂》

第 4 章　競技会

第 1 節　総則

第 93 条〔趣旨〕

本章の規定は、北海道内において開催されるバスケットボール競技会(以下「競技会」という)の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第 94 条〔定義〕

本章における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 主催とは、自己の名義において競技会、イベント等（以下「試合等」という）を開催すること
(2) 共同開催（共催）とは、共同の名義において試合等を開催すること
(3) 主管とは、試合等の運営の委託を受けて実施すること
(4) 後援とは、他者の主催する試合等を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助は伴わない）
(5) 協力とは、他者の主催する試合等に物品の供与、または一定の許諾を与える等の方法により協力すること
(6) 協賛とは、他者の主催する試合等に金銭その他の経済的援助をおこない、その代償として一定の権利を得ること

第 95 条〔主催権〕

1　北海道内で開催される競技会の主催権は、全て本協会に帰属する。
2　本協会は、前項の主催権を、本規程に定める加盟団体、各種連盟および関連団体等に委譲することが出来る。

第 96 条［主管委託］

1　本協会は、主催する競技会の主管を、本規定第 82 条〔加盟団体〕、第 83 条〔ブロック〕、第 84 条〔各種連盟〕、第 85 条〔関連団体〕および第三者に委託することが出来る。
2　本協会より主管を委託された者（以下、「受託者」という。）が、本協会と協働または分担して行う業務について、次の各号に定める。
(1) 受託者は、競技会々場および関連する施設等の確保、施設使用料の減免要請とその申請手続等を本協会と協働しておこなう
(2) 受託者は、大会役員および運営役員を派遣し、競技運営を本協会と協働しておこなう
(3) JBA ファンド A の申請および報告に関る、競技会事業実施計画書・予算書および事業報告書、決算書等の提出業務は、本協会が施行する
(4) 受託者は、競技会に関する経費等の支払いならびに領収書等の証憑類の保管整理業務は、本協会と受託者が協働して実施し、経理処理業務は、本協会が施行する
(5) 競技会開催要項およびプログラムを受託者と協働し、本協会が作成する
3　主管委託する対象競技会事業は全道大会とし、ブロックまたは南北など分割開催する競技会は原則、対象としない。
4　主管委託料を競技会の規模「参加チーム数」により日当等の費用の支払いとは別に、下記の委託料を支払うものとする。但し、委託内容ならびに競技収支決算に大幅な収入超過または支出超過が認められた場合、その内容を精査し、受託者と委託料の支払額を協議のうえ決定する。
(1) 競技会参加チーム数 25 未満　委託料「50,000 円」
(2) 競技会参加チーム数 25～49　委託料「80,000 円」
(3) 競技会参加チーム数 50 以上　委託料「100,000 円」とする
5　受託者が大会開催価値を基に受ける補助金、協賛金および広告料等の収入の会計処理について、以下の各号に定める。
(1) 自治体などからの補助金は、本事業補助金収入とする
(2) 上記(1)を除く協賛金および広告料は、本事業の収入項目の協賛金、広告料会計へ計上するものとする。その場合、収入額の 20%を本競技会事業収入とし、残額は受託者の財政調整基金等会計に繰り入れるものとする
(3) 協賛者ならびに広告協賛者は、主催者の年間契約業者と、原則、競合しないものとする
6　本協会が競技会の主催・主管し、競技運営全般を担う競技会であって、会場確保などを開催地地区協会・各種連盟および関連団体などに協力を依頼する場合、大会要項に主管者として記載することが出来る。その場合の協力いただく内容と委託料の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。
7　本協会より主管を委託された受託者は、当該競技会に関する本協会の決定、指示に従わなければならない。

2023 年 4 月 20 日
HBA 財務部・総務委員会

事務会計担当者説明会

Ⅰ《目的》

事業運営費・一般管理費における事務会計業務において、事務会計担当者が業務内容を把握し、各地区協会内での確認事務作業をスムーズに行えるよう、ご理解を深めていただくための説明会です。

Ⅱ《対象経費基準の説明》

【事業運営費】　「2023 年度　別紙①.　ファンド A 交付金　対象経費基準【事業運営費】」参照

	科　目	不備内容等	訂正内容等
1	①会議費	(1)会議費の日当が交通費〔②旅費交通費〕に計上されていた (2)会議室使用料（学校、貸し会議室、公共施設等）が「賃借料」または「諸謝金」で計上されていた	a)大会事業における会議（事業事前打合会議、実行委員会、組合抽選会等）の会議室使用料・日当・旅費交通費・飲料費は**①会議費**に計上してください
2	②旅費交通費		b)別紙、「2023 年度予算策定・執行に係る運用内規」を参照して下さい c)大会期間中の役員稼働の中で、大会前日の TO 機材の運搬等も「日当」扱いとします
3	④消耗品費	(3)ボールペン等、大会毎に購入しているのが見受けられた。(毎年購入されるものでない) (4)ラインテープの購入にあたり、領収書に明細の記載が無いものが多数見受けられた	d)一般管理費で購入し、事務局管理で各事業に貸出してください e)領収書に記載がない場合は、納品書、請求書にて明細がわかるものを添付してください(品名：単価×数量＝金額を記載したもの)
4	⑦賃借料	(5)学校施設使用料で領収者が顧問ですが、「賃借料」で計上されていた	f) 学校施設使用料の領収者が顧問等の場合は、**⑨諸謝金**となります。また、受領が学校代表者（学校長、事務局長）の場合は**⑦賃借料**に計上してください
5	⑨諸謝金		g)**大会稼働者が** MMC/MMD を担当する場合、日当との二重払いは不可(７大会事業) ※７大会以外の事業で稼働された方のお支払いは、日当(事業)+謝金(基盤強化推進費)の二重払い可
6	⑬食糧費	(6)領収書に弁当代の明細がない (7)認められない商品を購入したレシートに抹消線・訂正印で処理されていた (8)レジ袋を購入した際のレジ袋代は、消耗品に分けられていない	h)領収書しか発行されない場合は必ず明細書(品名：単価×数量＝金額を記載したもの) i)レシートに抹消線・訂正印は認められない j)レジ袋代は、**④消耗品費**に計上する k 弁当代は、飲料費及び消費税も含めて 800 円以内です

	科　目	不備内容等	訂正内容等
		(9)弁当+飲料+味噌汁＝合計(税込)÷人数＝800円超えたケースがあった。	l)弁当等を購入する場合は、エコバックを持参・段ボール等を利用して下さい
	食糧費つづき		m) 熱中症対策に伴う飲料・氷代は、食料費で計上して下さい。PT（ﾌｼﾞｶﾙ･ｾﾗﾋﾟｽﾄ：理学療法士）で使用するものも含む
7	⑭雑費	(10)予算では、予備費が計上されていた	n)予備費は計上しないでください o)ゴミはできるだけ持ち帰るようご協力ください。(有料ゴミ袋を購入で対応：**④消耗品費**)
8	⑮その他		p)事業報告書には⑮その他の科目の記載はありません **q)HBA の返金の考え方** ｱ) 組合せ抽選前日までに不当な行為等の発生により出場を認めない場合、振込手数料を差し引いて返金します ｲ)組合せ後の棄権は、返金しません。 ｳ)自然災害及び主催側の都合によって大会が中止になった場合、システム使用料を含む全額を返金します

【一般管理費】　　「2023 年度　別紙②.ファンドＢ交付金　対象経費基準【一般管理費】」参照

	科　目	不備内容等	訂正内容等
1	⑥会議費 「リモート会議」について(2022 年度の場合)	(1)日当、交通費が計上されている (2)会議室使用料（学校、貸し会議室、公共施設等）が賃借料、諸謝金で計上されている (3)日当は、年度内処理として下さい	a)理事会・常務理事会・委員会・部会等の会議においては、会議室使用料・飲料費のみ、**⑥会議費**に計上してください b)４月中に領収処理をして下さい。 ｱ)年度内に支払いできない場合は、４月中に銀行振込みしていただき振込書の写しを領収書として会計処理をして下さい ｲ)領収日が４月○日でも前年度で会計処理して下さい

	科　目	不備内容等	訂正内容等
			c)2023 年度からは、HBA 主催のリモート会議「**出席者名簿**」を会議後に地区事務局宛にメールさせていただきますので、その都度支払処理をしてください
2	⑦旅費交通費		d)別紙、「2023 年度予算策定・執行に係る運用内規」を参照してください e)日当、旅費交通費は**⑦旅費交通費**に計上してください

Ⅲ《大会事業報告書の作成にあたり》

1	収支報告書	(1)予算欄 a)　提出済みの予算書の金額を記載してください b)　未記載や予算書と異なる金額が記載されていることが散見されます
		(2)摘要欄 HBA として確認の為、記載してください
2	支出明細書	(3)内容でまとめるのではなく、あくまでも領収書の日付順に記載してください
		(4)支出明細書・領収書の番号は、1 行につき 1 枚でなくても明細書の順番であれば複数となってもよいです。(別紙 42 ページ参照)
		(5)内容欄は出来るだけ詳細に記載してください a)　例えば、賃借料を 11 月 11 日に支払った場合、領収書№はこの日付により決定しますが、内容欄には実際に使用した日（11 月 5 日使用分など）を記載してください b)　コート設営等において、会場が複数の場合、判断が困難になる為、領収書と同様に会場名を記載してください
3	領収書	(6)明細（品名：単価×数量＝金額）が必要です a)　コンビニやスーパー等、レシートが発行される場合はレシートでよいです ※宛名は不要です ※あらためて領収書をもらわないでください(明細が記載されてないため) b)　レシートではなく、領収書が発行される場合は、必ず明細（品名：単価×数量＝金額）の記載があるものをいただいてください ※領収書に明細の記載がない場合は、請求書・納品書などで明細の分かるものを添付してください

領収書つづき

(7)宛名について

a)　各地区協会名です（部会名・中体連・高体連等の名前は使用しないで下さい）

b)　体育館利用時等における減免措置の場合は、各地区協会名以外でもかまいません

c)　a)b)以外の場合、領収書として受理・計上できなくなりますので、ご承知おきください

d)参考

大会事業等	主催	主管	宛　名
①7大会/7大会以外	HBA	地区協会	開催地区協会名
②全道大会（委託）	HBA	地区協会	(一財)北海道ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ協会
③全道大会	HBA	HBA	(一財)北海道ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ協会
④DC/DCI	HBA	HBA	(一財)北海道ﾊﾞｽｹｯﾄﾎﾞｰﾙ協会

(8)コート設営等の領収書には、会場名を記載してください（領収書見直し済）

(9)記入ミスがあった場合

a)　訂正が必要になった場合、本人が（訂正箇所に二重線を引いて、訂正印を押す）してください

b)　a)が出来なかった場合、報告書確認の際に各地区の理事長又は事務局長が訂正可

(10)領収書の日付順に番号（領収書№）を付けてください

(11)まとめ方など

a)　A5サイズの領収書（コート設営・TO謝礼等）が2枚以上ある場合、A4サイズにまとめて下さい　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P43、44参照

b)　レシートや領収書等は、A4用紙内にできるだけ入れてください・・P45参照

※飛び飛びの番号のレシートがまとめられているものがありましたが、番号順が基本です

c)　レシートや領収書をA4用紙に貼る際、それぞれが重ならないようにしてください　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P45参照

(12)諸謝金等の領収書の記載について

a)　役職名は、

地区協会　→　役職名・委員会名・部会名

チーム　→　チーム代表者・監督・顧問・引率者等を記載してください

b)　名前は必ず自筆でお願いします

(13)受領印（押印）について

a)　審判謝礼等の押印が薄い場合が多々ありますので、はっきりとした印影が確認できるように押印して下さい（シャチハタ不可）

※朱肉を用意して下さい

b)　万一、印鑑をお忘れの場合は、自筆サインでもよいです

(14)提出時は、PDFデータでお願いします。

a)1枚ずつ保存するのでなく、まとめて保存して下さい。(1ファイルに数ページ)

b)1ファイルに数ページを結合できなければ、コピーを取って送付して下さい

※まれにファイル形式(jpg)の違うものがありました

※カラーだとデータ量が大きくなってしまうので、モノクロでもよいです

Ⅳ《一般管理費の作成にあたり》

1	3 月 31 日までの領収書は、当年度に計上してください ※3 月分の請求書が 4 月 1 日以降に届く場合は、次年度で計上してもよい
2	中間報告の提出は、すみやかに行ってください ※中間の確認を行うことにより、後半（決算）の記載時に間違いを少なくできます

Ⅴ《全体を通して》

1	購入物関連	(1)大量に購入するもの（[illegible]大会で使用するには多すぎるもの）については、内容を精査し、地区の一般管理費で購入し各カテゴリーに払い出してください ※例えば、事務用品（ボールペン、セロテープ、養生テープなど）
		(2)コンビニ等で購入するレジ袋は、「食糧費」等ではなく、「消耗品費」として計上するため、経費と報告書作成の手間削減の為に、できるだけレジ袋を購入しないよう努めてください。 例）　食糧費　№7　コンビニ名　〇〇弁当等　755 円 ↓ 食糧費　№7　コンビニ名　〇〇弁当　750 円 消耗品　№7　コンビニ名　レジ袋　5 円
		(3) コロナ関連について ・収束に向かいつつありますので、現時点では、必要最低限の購入としてください
2	報告書関連	(4)報告書作成にあたり ・記載内容が不明の場合は、HBA に相談して下さい
		(5)提出していただく報告書等の様式が古い場合がありますので、常に最新のものを HBA の HP から DL してください（前年度の様式で送付されてました。）
		(6)報告書等のセルについて a)　「プルダウンメニュー」の設定があるセルは、選択するようにしてください b)　数式によりシート間で連動（計算式）している箇所が多数ありますので、セルの数式は、一切変更しないようお願いします
		(7) 7 大会事業の報告書提出について c)　大会終了後、2 週間程度とさせていただきます 地区で確認をしてから HBA に提出となると結構ギリギリかと思いますが、よろしくお願いいたします。 d)　**理事長（事務局長）が最終確認してから HBA に報告してください**
3	その他	(8)「**対象経費基準**」一覧に記載のないものは、購入前に HBA に相談をしてください
		(9)HBA 連絡先 連絡漏れをなくすため、以下 3 名宛にメールを送ってください 髙橋事務局長　hbaofi.160401@lemon.plala.or.jp 野々村財務部部長　nono-k_0906@cameo.plala.or.jp 坂野財務部副部長　sakamichi-home@tenor.ocn.ne.jp

2023年度　別紙①．ファンドA交付金　対象経費基準　【事業運営費】

2023.3.25現在

科目	①会議費	②旅費交通費	③通信運搬費	④消耗品費	⑤器具備品費	⑥印刷製本費	⑦賃借料	⑧広告宣伝費	⑨諸謝金	⑩保険料	⑪支払手数料	⑫報償費	⑬食糧費	⑭雑費	⑮その他
経費内容（ＨＢＡ）	(1)事業の打合せや会議開催に係る費用を言う。 (2)会場会議室の使用料等 (3) 会議出席に対する日当は、2,000円（基本交通費含む）とする。基本交通費とは、出席のため必要な移動往復距離40㎞以内をいう。（距離の試算は、「YAHOO地図による。」）ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、 ❶ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。 ❷ 往復移動距離が40㎞以上100㎞（『YAHOO地図→ルート→自動車・検索「おすすめ」』により試算する距離を準用）未満の場合 ア　40㎞以上60㎞未満　加算交通費支払額【500円】 イ　60㎞以上80㎞未満　加算交通費支払額【1,000円】 ウ　80㎞以上100㎞未満 加算交通費支払額【1,500円】 ・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円 ・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円 ・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円 居住地と開催地との往復移動距離が100㎞以上の場合、 ・エ 100㎞以上【（『YAHOO地図→ルート→自動車・検索「おすすめ」』（試算往復距離－40㎞）×37円】 「例」：（片道111.88㎞×2－40㎞）×37円=6,799円→6,800円（10円単位に四捨五入）＋日当2,000円＝8,800円支払額 ※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し精算してください (4)飲料および軽食の提供が必要な場合、（2時間程度の会議等）「300円以内税込」、飲料のみの場合「200円以内税込」とする。 (5)会議およびその他競技会等業務に掛かる時間が3時間以上となり、食事が必要と認められる時間帯の場合、食糧費の上限は「800円飲料・消費税込み実費」とする。尚、その場合の日当（交通費含）は、専務理事が別に定める。 (6)リモート（ZOOM）会議等への参加日当は、1,000円/回とする。	**(1)**選手、指導者、審判員、講師、スタッフ等で、活動の実施に要する人員の旅費、日当（鉄道運賃、バス運賃、航空運賃、自動車ガソリン代、高速代、宿泊費等）※HBA旅費規程に準ずる。 **(2)**招集審判員の交通費補助：HBA旅費規程の**60%**を上限とする。 **(3)**審判員稼働の宿泊費　**10,000円**/泊 **(4)**競技会稼働役員の日当（交通費含）は、以下に定める。 ❶ 競技会等の各種事業活動の日当は、原則2,000円（基本交通費含む）とする。ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、 ❷ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。 また、競技会等の各種事業活動が長時間となる場合、その日当は、4,000円を上限とし、その額は、事業の状況を考慮し、決定する。 ❸ 往復移動距離が40㎞以上100㎞（「YAHOO地図」により試算する距離を準用）未満の場合 ア　40㎞以上60㎞未満　加算交通費支払額【500円】 イ　60㎞以上80㎞未満　加算交通費支払額【1,000円】 ウ　80㎞以上100㎞未満 加算交通費支払額【1,500円】 ・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円 ・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円 ・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円 居住地と開催地との往復移動距離が100㎞以上の場合、 ・エ 100㎞以上【（『YAHOO地図→ルート→自動車検索・「おすすめ」』試算往復距離－40㎞）×37円】 「例」：（片道111.88㎞×2－40㎞）×37円=6,799円→6,800円（10円単位に四捨五入）＋日当2,000円＝8,800円支払額 ※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し精算してください **(5)**競技会に稼働する運営役員は、当該競技会に参加チームスタッフ・選手、ならびに稼働する審判員およびその他の業務（マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナー等）と重複しないことが望ましい。ただし、競技会運営上重複が必要な場合、日当等の支払いおよびその額は、専務理事が別に定める。	(1)大会要項・組合せ等発送料。ただし大会要項・組合せ等はTeamJBAを活用・HPに掲載等で、資料の郵送料等経費削減を図る。 (2)活動に伴うインターネット接続費やシステム利用代金等	(1)筆記用具類、コピー用紙等事務用消耗品 (2)スコアシート、ライン テープ、リングネット等競技に係る消耗品 ※大会毎に筆記用具類を購入しないで頂き、大会毎に使い回すこと。 (3)会場暖房用、灯油購入代 (4)感染症対策に伴うマスク、消毒液購入費等 (5)ごみ袋 (6)トイレットペーパー	★3万円以上の場合は、HBAに相談して下さい。 ★事業会計予算７大会事業(全道大会出場予選)の購入は認めない。	(1)プログラム印刷代 (2)コピー代	(1)施設・用具等の借上料等 (2)バス会社へ支払う貸切バス利用料等 (3)会場清掃料・観客席が飲食を利用した際の清掃料	(1)大会・イベント用ポスター印刷代	(1)審判員、講師等で、活動の実施に要する人員に対して支払う謝金・雑給 上限額（所得税込） ※競技会事業 (2)審判謝金：上限額/試合 S:**3,000円**、A:**2,000円**、B:**1,500円**、C:**1,000円**、D:**500円** (3)団体(ﾁｰﾑ・ｸﾗﾌﾞ・学校)による諸謝金の扱いとなる。 ・学校施設使用料：上限**10,000円**/ｺｰﾄ/日 ・コート設営費　上限**10,000円**/ｺｰﾄ (※ラインが引いてある場合は**「半額：**上限**5,０００円**/ｺｰﾄ**」**) ・TO謝礼　上限**6,000円**/試合 (4)ドクター・看護士・トレーナー(理学療法士含む)　**5,000円**/日 (5)マンツーマンディレクターおよびマンツーマンコミッショナーの稼働者の謝金は、1日稼働される場合は、日当で支払う。 ※諸謝金と日当との二重払いはしない。 (6)会場整備費（駐車場警備費）	①大会・講習会に関する保険料	①金融機関への振込手数料・両替手数料等	①チーム・選手への表彰物購入／製作費（レプリカ・賞状・メダル・トロフィー・優勝カップ・楯購入代等）	①競技会、講習会等におけるスタッフ等、役員への弁当(お茶代含む)代等は、一人**800円**（消費税込）上限とする。 ②審判員の食糧費500円/一人を上限として支払う。	①茶菓代等 ②ゴミ回収費 ・管理者が処理する場合 ③ゴミ処理場まで持参した際のごみ処理代 ④クリーニング代 ⑤大会委託費	①大会中止の際、参加費の返金

2023年度　別紙②．ファンドB交付金　対象経費基準 【一般管理費】

2023.3.25現在

科目	❶役員報酬	❷給与手当	❸賞与	❹雑給	❺法定福利費	❻会議費	❼旅費交通費	❽通信運搬費	❾消耗品費	❿修繕費	⓫印刷製本費	⓬賃借料	⓭水道光熱費	⓮租税公課	⓯諸謝金	⓰委託金	⓱保険料	⓲器具備品費	⓳負担金	⓴支払手数料	㉑報償費	㉒慶弔費	㉓雑費	㉔その他
経費内容（HBA）	・理事、監事に対する給与・賞与・謝金 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・職員に対する給与 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・職員に対する給与 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・アルバイトやパートに支払う給料 ※給与総額（通勤手当を除く）を対象経費とする。	・厚生年金、健康保険、労働保険（雇用保険、労災保険等）の支払額の50%	◆理事会、評議員会、部会、委員会等に係る以下費用 (1)会場会議室の使用料等 (2)会議資料等のコピー代等 (3) 飲料および軽食の提供が必要な場合、（2時間程度の会議等）「300円以内税込」、飲料のみの場合「200円以内税込」とする。とする。 (4)会議およびその他競技会等業務に掛かる時間が3時間以上となり、食事が必要と認められる時間帯の場合、食糧費の上限は「800円飲料・消費税込み実費」とする。尚、その場合の日当（交通費含）は、専務理事が別に定める。	◆理事会、評議員会、部会、委員会等の宿泊、交通費 (1)出席者の宿泊、交通費 ※HBA旅費規程に準ずる。 (2)常勤職員やアルバイト、パート等の通勤手当 (3)大会役員は、理事会で派遣者を決定する。その費用は一般管理とする (4) 会議出席役員、競技会稼働役員の日当（交通費含）および食糧費支出について、以下に定める。 ❶ 会議出席に対する日当は、2,000円（基本交通費含む）とする。基本交通費とは、出席のため必要な移動往復距離40㎞以内をいう。（距離の試算は、【『YAHOO地図→ルート→自動車・検索「おすすめ」』（試算往復距離−40㎞）×37円】による。）ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、 ❷ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。 ❸競技会等の各種事業活動の日当は、原則2,000円（基本交通費含む）とする。ただし、その参加者の移動距離が基本交通費基準を超える場合、 ❹ア～エに示す交通費加算額を支払うことが出来る。また、競技会等の各種事業活動が長時間となる場合、その日当は、4,000円を上限とし、その額は、事業の状況を考慮し、決定する。 ❺ 往復移動距離が40㎞以上100㎞（『YAHOO地図→ルート→自動車・検索「おすすめ」』試算往復距離−40㎞）×37円】により試算する距離を準用）未満の場合 ア　40㎞以上60㎞未満　加算交通費支払額【500円】 イ　60㎞以上80㎞未満　加算交通費支払額【1,000円】 ウ　80㎞以上100㎞未満 加算交通費支払額【1,500円】 ・アの場合：日当2,000円＋交通費加算額500円＝2,500円 ・イの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,000円＝3,000円 ・ウの場合：日当2,000円＋交通費加算額1,500円＝3,500円 居住地と開催地との往復移動距離が100㎞以上の場合、 ・エ 100㎞以上【『YAHOO地図→ルート→自動車・検索「おすすめ」』試算往復距離−40㎞）×37円】 「例」：（片道111.88㎞×2−40㎞）×37円＝6,799円→6,800円（10円単位に四捨五入）＋日当2,000円＝8,800円支払額 ※ 旅費の算出方法が分からない場合、本協会事務局に確認し精算してください。 (5)リモート（ZOOM）会議等への参加日当は、1,000円/回とする。	◆切手、はがき、宅急便代、電話代等 (1)事務所のインターネット接続費やシステム利用代金等 (2)公式ホームページの運用・維持に係る費用 ◆通信費および渉外活動費 ・役員および評議員報酬ならびに費用に関する規定に準じ専務理事が別に定める。	◆筆記用具類、コピー用紙等事務用消耗品「医科学委員会救急関連備品含む」 ※協会、連盟で管理され、個人所有とならないもの ◆感染症対策に伴うマスク、消毒液購入費等	◆現存する備品等の経年劣化などを考慮し、その額を算出する。	◆名刺や挨拶状、会報等の印刷代 ◆事業報告書の印刷代 ◆賞状一括発注する印刷代	◆事務所の賃貸料 ・リース料、レンタル料等物品を賃貸するための支出	◆事務所の水道代、ガス代、電気代、灯油代等の費用	・印紙税、登録免許税等	・専門家（税理士、弁護士等）の報酬	・法人外部に対する業務の委託・外注に要する費用	◆事務所に関わる保険(地震保険、火災保険等)その他	◆試合球、ﾃﾞｼﾞﾀｲﾏｰ、ｼｮｯﾄｸﾛｯｸ、TOEｾｯﾄ、ﾋﾞﾌﾞｽ等の購入代 ・ﾊﾟｿｺﾝ、ﾌﾟﾘﾝﾀｰ等の購入に要する費用 ・器具備品費の購入は、下記条件全てを満たす場合のみ ①各地区が(備品/資産管理台帳を作成)管理し個人所有とならないこと ②HBAが備品/資産管理台帳の提出を求めた場合に応じられること	◆スポーツ協会等への会費等の負担金支出	◆銀行振込手数料 ※対象経費に関する支払に関するものに限る	◆年間MVP賞購入費 ◆中高体連個人賞購入費	◆慶弔に関わる費用	◆ごみ処理費	●交付金の対象となる経費（対象経費） 【ファンドB】 （1）対象経費は、都道府県協会の法人運営に係る経費（管理費）であることが明確でなければなりません。 （2）対象年度に支出した経費に限ります。

使用方法：14地区協会（市町村所在地） ⇒ 札幌への事業に参加（移動）される場合の旅費・交通費算出試算表
上記の市町村所在地に該当されない場合、「HBA一般管理費会計・事業活動会計　予算策定・執行に係る運用内規」より算出。
（「YAHOO⇒地図⇒ルート⇒自動車で算出⇒おすすめ」から試算する。）

2023年度　旅 費 試 算 表（札幌試算）

2023.3.4

地区名	Yahoo 地図 往復（km）	交通費（往復） 100km未満	100km以上	小 計	日帰り － 2,000	１泊２日 宿泊 10,000 日当 4,000	２泊３日 宿泊 20,000 日当 6,000	３泊４日 宿泊 30,000 日当 8,000
① 札　幌	0			0	2,000			
② 函　館	615.84		21,306	21,300	23,300	35,300	47,300	59,300
③ 帯　広	383.08		12,693	12,700	14,700	26,700	38,700	50,700
④ 北　見	612.50		21,182	21,200	23,200	35,200	47,200	59,200
⑤ 釧　路	601.26		20,766	20,800	22,800	34,800	46,800	58,800
⑥ 旭　川	274.82		8,688	8,700	10,700	22,700	34,700	46,700
⑦ 小　樽	76.30	1,000		1,000	3,000	15,000	27,000	39,000
⑧ 苫小牧	128.50		3,274	3,300	5,300	17,300	29,300	41,300
⑨ 南空知	83.38	1,500		1,500	3,500	15,500	27,500	39,500
⑩ 室　蘭	256.14		7,997	8,000	10,000	22,000	34,000	46,000
⑪ 北空知	221.18		6,703	6,700	8,700	20,700	32,700	44,700
⑫ 名　寄	408.88		13,648	13,600	15,600	27,600	39,600	51,600
⑬ 稚　内	661.96		23,012	23,000	25,000	37,000	49,000	61,000
⑭ 留　萌	301.84		9,688	9,700	11,700	23,700	35,700	47,700
				151,500	179,500			

❶ 居住地と開催地との往復移動距離が40km未満（以下、示す距離は、『Yahoo地図→ルート→自動車検索・「おすすめ」』）の場合は、日当(交通費含)は、2,000円/日とする。

❷ 居住地と開催地との往復移動距離が40km以上100km未満の場合は、日当(交通費含)の場合、❶の日当に下記、ア～ウに示す追加交通費を支払うことができる。

❸ 居住地と開催地との往復移動距離が100km以上の場合、❶の日当に下記、エに示す計算式にて算出した追加交通費を支払うことができる。

ア　40km以上60km未満　追加交通費【500円】　（札-**江別・札一当別**）
イ　60km以上80km未満　追加交通費【1,000円】（札-**恵庭・札-南幌**）
ウ　80km以上100km未満 追加交通費【1,500円】（札-**千歳**）
エ 100km以上【『Yahoo地図→ルート→自動車検索・**「おすすめ」**』で試算
　往復距離 － 基本距離(40km) ×37円=10円単位を四捨五入した金額】

※宿泊　10,000円/1泊　（東京都は4,000円、政令指定都市は、2,000円加算できる）

※上記の試算表は「札幌市」を拠点としたものです。各地区協会等においては、試算表および上記❶～❸に準じて算出してください。
尚、算出方法が不明など分からないことが有りましたら、事務局と確認のうえ予算および執行されますようお願いいたします。

■P１４～３６は、消去してます。

◆各様式類領収書の Excel 版を参照・ご使用ください。

大会名：

領収書No.1 34

審　判　員＿A2交通費＋宿泊費

開催日：　　第１日目

会場名：

審判員交通費+宿泊費計(会場別日計)

424,020 ~~518,220~~

No.	役職 / 地区・委員会・部会名等	氏　名（自筆）	①居住地	②移動距離 往復km 「北の道ナビ」で算出 ※距離は四捨五入しない ※以下◆3:参照	③交通費(1) 40km～100km未満 ※以下◆2:参照対象の交通費金額を記入	④交通費(2) 100km以上 (往復km−40km×37円) ※100円単位に四捨五入	⑤交通費 (1)or(2) 交通費×60%の算出額	⑥宿泊費 ・札幌以外 10,000円 ・札幌市内 12,000円	⑦合計額 ⑤+⑥ ＝支払額	受領印	体温
1	北空知地区審判委員	八川 有亜	滝川市	453.72		15,300	9,180	10,000	19,180		36.2
2	旭川地区審判委員	伊藤 陽介	旭川市	377.22		12,500	7,500	10,000	17,500		36.8
3	旭川地区審判委員	中村 遥馬	旭川市	377.22		12,500	7,500	0 ~~10,000~~	7,500 ~~17,500~~		
4	旭川地区審判委員	金谷木 高悠	美瑛町	330.08		10,700	6,420	20,000	26,420		36.4
5	旭川地区審判委員		中富良野町	279.78		8,900	0 ~~5,340~~	0 ~~10,000~~	キャンセル ~~15,340~~		
6	苫小牧地区審判委員	渡口 聖斗	苫小牧市	379.32		12,600	7,560	10,000	17,560		36.2
7	苫小牧地区審判委員	神澤 葵	新ひだか町	340.92		11,100	6,660	10,000	16,660		36.4
8	苫小牧地区審判委員	苫能 大地	鵡川町	411.48		13,700	8,220	0	8,220		36.6
9	札幌地区審判委員	前田 紗希	札幌市	392.00		13,000	7,800	20,000	27,800		36.4
10	札幌地区審判委員	池田 陽彦	札幌市	392.00		13,000	7,800	10,000	17,800		36.1
11	札幌地区審判委員		札幌市	392.00		13,000	0 ~~7,800~~	0 ~~10,000~~	キャンセル ~~17,800~~		
12	札幌地区審判委員	相樂 典子	札幌市	392.00		13,000	7,800	10,000	17,800		36.7
13	札幌地区審判委員		札幌市	392.00		13,000	0 ~~7,800~~	0	下に記載 ~~キャンセル~~ ~~7,800~~		
14	札幌地区審判委員	寺内 晋太郎	恵庭市	330.60		10,700 ~~10,800~~	6,420 ~~6,480~~	10,000	16,420 ~~16,480~~		36.7
15	札幌地区審判委員	高橋 優毅	札幌市	392.00		13,000	7,800	0	7,800		36.5
合　計							90,660 ~~103,860~~	110,000 ~~140,000~~	200,660 ~~243,860~~		

◆1:①・⑦「旅費交通費」に計上
◆2:加算交通費支払額　ア　40km以上60km未満　【500円】、イ　60km以上80km未満　【1,000円】、ウ　80km以上100km未満【1,500円】
◆3:「北の道ナビ」運用時の条件は、①高速道路の利用:利用する、　②優先するルートの条件:時間を優先

修正版

大会名：

領収書No. 1 34

審　判　員 _ A2交通費 + 宿泊費

開催日：　　第1日目

会場名：

審判員交通費+宿泊費計(会場別日計)：424,020 ~~516,320~~

No.	役職 / 地区・委員会・部会名等	氏　名（自筆）	①居住地	②移動距離 往復km「北の道ナビ」で算出 ※距離は四捨五入しない ※以下◆3:参照	③交通費(1) 40km～100km未満 ※以下◆2:参照対象の交通費金額を記入	④交通費(2) 100km以上 (往復km−40km×37円) ※100円単位に四捨五入	⑤交通費 (1)or(2) 交通費×60%の算出額	⑥宿泊費 ・札幌以外 10,000円 ・札幌市内 12,000円	⑦合計額 ⑤+⑥ =支払額	受領印	体温
1	北空知地区審判委員	小川 有至	滝川市	453.72		15,300	9,180	10,000	19,180		36.2
2	旭川地区審判委員	伊藤 陽介	旭川市	377.22		12,500	7,500	10,000	17,500		36.8
3	旭川地区審判委員	中村 達馬	旭川市	377.22		12,500	7,500	0 ~~10,000~~	7,500 ~~17,500~~		
4	旭川地区審判委員	金谷 高悠	美瑛町	330.08		10,700	6,420	20,000	26,420		36.4
5	~~旭川地区審判委員~~		~~中富良野町~~	~~279.78~~		~~9,900~~	~~0 5,940~~	~~0 10,000~~	キャンセル ~~15,940~~		
6	苫小牧地区審判委員	渡口 聖斗	苫小牧市	379.32		12,600	7,560	10,000	17,560		36.2
7	苫小牧地区審判委員	神澤 葵	新ひだか町	340.92		11,100	6,660	10,000	16,660		36.4
8	苫小牧地区審判委員	吉成 大地	鵡川町	411.48		13,700	8,220	0	8,220		36.6
9	札幌地区審判委員	前田 紗希	札幌市	392.00		13,000	7,800	20,000	27,800		36.4
0	札幌地区審判委員	池田 陽彦	札幌市	392.00		13,000	7,800	10,000	17,800		36.1
1	~~札幌地区審判委員~~		~~札幌市~~	~~392.00~~		~~13,000~~	~~0 7,800~~	~~0 10,000~~	キャンセル ~~17,800~~		
2	札幌地区審判委員	相樂 典子	札幌市	392.00		13,000	7,800	10,000	17,800		36.7
3	~~札幌地区審判委員~~		~~札幌市~~	~~392.00~~		~~13,000~~	~~0 7,800~~	~~0~~	下に記載 ~~キャンセル~~ ~~7,800~~		
4	札幌地区審判委員	寺内 晋太郎	恵庭市	330.60		10,700 ~~11,000~~	6,420 ~~6,600~~	10,000	16,420 ~~16,600~~		36.7
5	札幌地区審判委員	高橋 優毅	札幌市	392.00		13,000	7,800	0	7,800		36.5
		合　計					90,660 ~~140,760~~	110,000 ~~140,000~~	200,660 ~~254,760~~		

◆1:①・⑦「旅費交通費」に計上
◆2:加算交通費支払額　ア　40km以上60km未満　【500円】、イ　60km以上80km未満　【1,000円】、ウ　80km以上100km未満【1,500円】
◆3:「北の道ナビ」運用時の条件は、①高速道路の利用:利用する、　②優先するルートの条件:時間を優先

印影が薄い

レシートの訂正は不可

HottoMotto
ほっともっと
＜領収証＞ 23
1日目分

担:01

PB500ｍｌ130円※
@130x 70 ¥9,100
黒酢酢鶏の幕の内弁当※
@620x 70 ¥43,400

※印は軽減税率対象商品

小計 140 点 ¥52,500

合 計 ¥52,500
(内、消費税等 ¥3,888)
(8%対象 ¥52,500)

au PAY支払 ¥52,500
お 釣 ¥0

端末:1 レシートNo.209140
引換番号：0026

HottoMotto
ほっともっと
＜領収証＞ 24
2日目分

担:01

PB500ｍｌ130円※
@130x 53 ¥6,890
鮭幕の内弁当※
@630x 53 ¥33,390

※印は軽減税率対象商品

小計 106 点 ¥40,280

合 計 ¥40,280
(内、消費税等 ¥2,983)
(8%対象 ¥40,280)

au PAY支払 ¥40,280
お 釣 ¥0

端末:1 レシートNo.249340
引換番号：0028

26 → 明細

2022年11月03日（木）

(一財)北海道バスケットボール協会 様

領 収 証（クレジット等）

5,981
~~¥6,873-~~

上記正に領収しました（消費税等 ５０９円を含みます）
（但し、 として）
税率別の売上額は領収証明細を参照してください。
明細部分の「ｿ8」・「ｿ8」は軽減税率(8%)対象商品です。
（株）ダイイチ 啓北店 帯広市西１２条北４丁目１番地
ＴＥＬ ０１５５－３５－１０８８
※財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者 太田
0006-0977-0842

26

クレジット ¥6,873
お釣り ¥0

＊ 領収証明細 ＊
2022年11月03日(木)17:33 ﾚｼﾞ0006
貴No00000008若林

ｿ8でん六ポリッピーアソート	¥268
ｿ8かし原 塩ようかん	¥218
ｿ8亀田製菓 つまみ種	¥238
ｿ8明治 アーモンドチョコ 3コ X 単198	¥594
ｿ8明治 マカダミアチョコ 3コ X 単198	¥594
ｿ8ネスレ キットカットミニ 3コ X 単218	¥654
ｿ8アルフォートミニ ビター 3コ X 単100	¥300
ｿ8マンナン蒟蒻畑りんご 2コ X 単198	¥396
ｿ8マンナン蒟蒻畑白桃	¥198
ｿ8７Ｐ オリジナルブレンド	¥268
ｿ8ブレンディＤＰカフェオレ 2コ X 単398	¥796
~~ｿ8７Ｐ 4種のみそ~~	~~¥138~~
ｿ8カフェラトリーレモンティ	¥198
~~ｿ8生みそ料亭の味 とん汁 4コ X 単88~~	~~¥352~~
~~ｿ8郷席みそ汁減塩しじみ 2コ X 単88~~	~~¥176~~
~~ｿ8郷席生みそ みそ汁定食 2コ X 単88~~	~~¥176~~
ｿ8ネスレエクセラボトル無糖 3コ X 単118	¥354
ｿ8野菜生活アップルサラダ 2コ X 単198	¥396
小計	¥6,364
(外税8 対象額 ¥6,364)	
外税8	¥509
(税合計	¥509)
合計	¥6,873
お買上点数 36点	

****
ﾎﾟｲﾝﾄ対象:税抜 ¥6,364
前回累計ポイント 896 373Ｐ
今回取引ポイント 21Ｐ
総ポイント 394Ｐ
****

一財
北海道バスケットボール協会 様

2022年11月03日（木）

領 収 証

¥1,891-

上記正に領収しました（消費税等 １７１円を含みます）
（ポイント利用 ０円を含みます）
但し、商品代（ テープ代 ）
ＤＣＭ株式会社 ＤＣＭ西帯広店
ＴＥＬ ０１５５－３７－８１６１
明細部分の *印は軽減税率(8%)適用商品です
保管のお願い保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います

担当者 ﾌｸﾑﾗ
0001-6962-3610

＊領収証明細＊
2022年11月03日(木)18:23 ﾚｼﾞ0001
貴No11530694ﾌｸﾑﾗ

009 ＤＣＭマルチ養生テープクリア 3コ X 単327	¥981
007 真中ひーとん	¥528
002 ＰＥテープ白５０ｍｍ５００ｍ	¥382
合計	¥1,891
(内10%ﾀｲｼｮｳ	¥1,891)
(内10%	¥171)

27

2023/2/15

(一財)北海道バスケットボール協会
総務委員会

2023年度　HBA協賛のガイドラインについて

〔協賛内容：・年間協賛(協賛)、　・服飾販売(出店・ネット販売)、　・写真販売(出店)、　・旅行代理店、　・広告協賛(プログラム広告）〕

◎対象企業社名	協賛種別	●道協会　主催・主管 ●地区協会主管（ＨＢＡ委託事業） 年間協賛金(5万円)		備　　考
＜服飾＞ 1.V☆STAR 2.ｳｪｱ倶楽部ﾜﾀﾅﾍﾞ 3.オンザコート 4.㈱アンビション 5.㈱フープスター 6.㈱ブルファイト 7.㈱アシックスジャパン ＜写真＞ 8.㈱大阪フォト 9.㈱プロフォートサニー 10.㈱フォトクリエイト ＜旅行代理店・その他＞ 11.名鉄観光サービス㈱ 12.京王観光㈱ 13.足圧マッサージ ＜ボール＞ 14.㈱モルテン 15.㈱ミカサ ※対象理由：2022年度までに出店履歴のある企業としました。 ◎新規申込企業(服飾) ①オールボールズ ②エゴザル ※現在服飾年間企業7社中、６社出店希望社があり、これ以上の出店申込社を年間協賛会員にすると、現在6社の出店希望通りに対応できなくなるため、2023年度の新規年間協賛会員は見送りとさせていただきます。	(1)服飾関連販売	大会協賛金(出店・ネット販売) ・出店　　３万円/1大会 ・ネット販売 ２万円/１大会 (※出店、ネット販売は、大会名使用可)	プログラム広告 ①出店及びネット販売する大会への掲載は無料とします。 ②出店及びネット販売しない大会への掲載は、下記の割引料金とします。 〈サイズ別料金〉　＜割引料金＞ ・A4/1ﾍﾟｰｼﾞ　：　1.5万円 ・A4/1/2ﾍﾟｰｼﾞ：　１万円 ・A4/1/4ﾍﾟｰｼﾞ：　５千円	(1)本協会が地区協会に主管委託した場合は、本ガイドラインに則り実施するものとする。 (2)競技会プログラム広告掲載サイズは、本協会ならびに主管委託開催地の都合により、対象企業に連絡なく変更する場合がある。 (3)本ガイドラインの対象企業は、年度毎、本協会理事会において決定する。 (4)写真関連の撮影および販売は、別に定める撮影許可および販売に関する要項に順じ実施する。 (5)足圧マッサージは、服飾・写真の出店と形態が異なるため、売上の１０％を開催地に支払うものとする
	(2)写真販売	大会協賛金(出店) ・３万円/1大会 (※出店は、大会名使用可)		
	(3)旅行代理店	大会協賛金(出店) ・３万円/1大会 (※出店は、大会名使用可)		
	(4)広告協賛 (ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ広告)	年間協賛金なし (大会の都度広告協賛を募集)	広告協賛金（広告料） 〈サイズ別料金〉 ・A4/1ﾍﾟｰｼﾞ　：　３万円 ・A4/1/2ﾍﾟｰｼﾞ：　２万円 ・A4/1/4ﾍﾟｰｼﾞ：　１万円 ※ご芳名1口：3千円	
	※会計処理	HBA一般会計	HBA一般会計	

■年間協賛企業のメリットについて
1．出店、ネット販売が可能です。
2．出店、ネット販売する場合は、「大会名」を使用することが可能です。
3．大会プログラム広告料が割引料金(半額)で掲載が可能です。

2023.4.20

事務会計担当者連絡会

モバイルルーターWiFi-について

各地区協会で使用しているモバイルルーターWiFi ですが、使用料が高いものをご使用してます。
契約時期を確認していただき、以下の商品に切り替えて頂きたいです。

（日本通信株式会社）商品名：b-mobile S　190Pad　SIM
https://www.bmobile.ne.jp/190sim/index.html

※15GB 以降も低速度でご利用になれます。

■現在ご使用のモバイルルーターが、上記商品に対応しているか確認してください。
　ご購入前の問合せ先は、https://www.bmobile.ne.jp/contact2018/contact_bm_before.php
　現在使用のモバイルルーターが対応してない場合は、以下商品の購入をして下さい。（Amazon）

NECプラットフォームズ Aterm モバイルルーター MP02LN SW メタリックシルバー PA-MP02LN-SW
★★★★☆ 882
¥6,841 ~~¥11,800~~

NECプラットフォームズ 自動SIM切り替え LTE モバイルルーター Aterm MR05LN (デュアルSIM 対応 / nanoSIM×2)…
★★★★☆ 452
¥20,819

別紙（サンプル）

(4) 支出明細書・領収書の番号は、１行につき１枚でなくても明細書の順番であれば複数となってもよいです

○収支報告書7大会　支出明細書

(D-fund2022)

経費の内容、内訳（品名・単価・数量）や明細等を「内容」の欄に記入してください。
詳細情報の記入がある場合、「収支報告書」の摘要（内訳）／備考欄の入力は必要ありません。

支出明細書

※記入箇所が足りなくなった場合は、行を挿入して記入してください。

	科目	領収書No.	月	日	支払先	内容	支出金額	対象経費	対象外経費
1	諸謝金(対象)	7	6	11	審判員	審判謝礼	7,000	7,000	
2	諸謝金(対象)	8	6	11	審判員	審判謝礼	6,000	6,000	

以下の様に１行にまとめてよい

(D-fund2022)

経費の内容、内訳（品名・単価・数量）や明細等を「内容」の欄に記入してください。
詳細情報の記入がある場合、「収支報告書」の摘要（内訳）／備考欄の入力は必要ありません。

支出明細書

※記入箇所が足りなくなった場合は、行を挿入して記入してください。

	科目	領収書No.	月	日	支払先	内容	支出金額	対象経費	対象外経費
1	諸謝金(対象)	7･8	6	11	審判員	審判謝礼(No.7 6,000円、No.8 7,000円)	13,000	13,000	

○審判謝礼領収書（同日1/2枚目）

大会名：	北海道ミニバスケットボール・サマーフェスティバル	審判謝礼	領収書No. 7
開催日：	2022 年 6 月 11 日（土）	大会第 1 日目	審判料計(会場別日計)
会場名：	総合体育館		6,000円

No.	コートNo.	氏　名（自筆）	ライセンス級	金　額	受領印
1	A-1	大和田　一郎	B	500円	大和田
2	A-1	藪中　次郎	C	500円	藪中

○審判謝礼領収書（同日2/2枚目）

大会名：	北海道ミニバスケットボール・サマーフェスティバル	審判謝礼	領収書No. 8
開催日：	2022 年 6 月 11 日（土）	大会第 1 日目	審判料計(会場別日計)
会場名：	総合体育館		7,000円

No.	コートNo.	氏　名（自筆）	ライセンス級	金　額	受領印
1	A-6	吉田　三郎	C	500円	吉田
2	A-6	髙橋　四郎	C	500円	髙橋

別紙

a) A5サイズの領収書（コート設営・TO謝礼等）が、2枚以上ある場合、A4サイズにまとめて下さい（サンプル１）

領　収　証

領収書No. 1

ＯＯ地区バスケットボール協会　様

￥ 20,000

但し、大会名：【社会人選手権】札幌

第3回北海道社会人ＢＢ選手権札幌ブロック予選

（会場名）札幌新川高等学校

コート設営費として（@10，000円×　2コート分）

上記正に領収しました

２０２１　年　５月　８日

チーム･団体名：札幌新川高校（女子）

役 職 名：コーチ

氏 名(自筆)：森 岡 一 郎　森岡

住　所：札幌市北区新川5条8丁目1－1

領　収　証

領収書No. 2

ＯＯ地区バスケットボール協会　様

￥１２，０００-

但し、大会名：【社会人選手権】札幌

第3回北海道社会人ＢＢ選手権札幌ブロック予選

ＴＯ謝礼として（@　６，０００円　×　２ゲーム）

上記正に領収しました

２０２１　年　５月　８日

チーム･団体名：札幌新川高校（女子）

役 職 名：コーチ

氏 名(自筆)：森 岡　太 郎　森岡

住　所：札幌市北区新川5条8丁目1－1

別紙

a) A5サイズの領収書と請求書（明細書）が、各A4サイズのものは、A4サイズにまとめて下さい。（サンプル2）

A4ｻｲｽﾞ

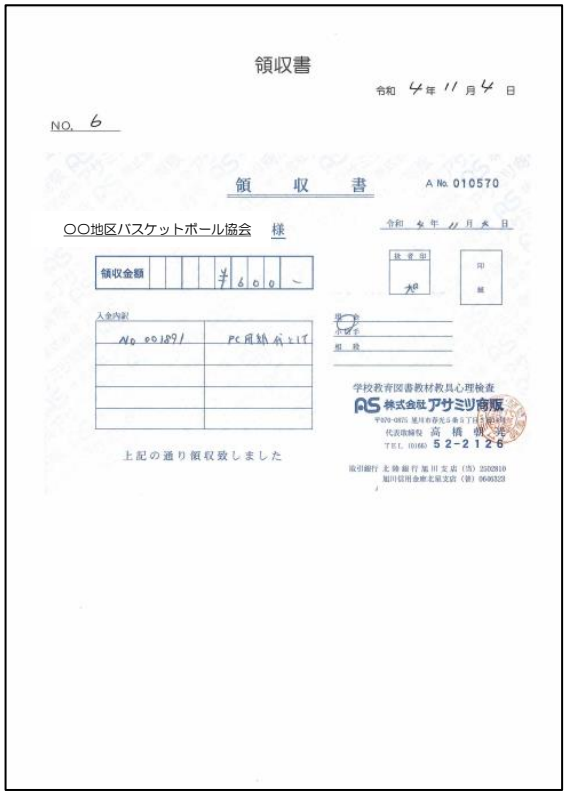

A4ｻｲｽﾞ

A4ｻｲｽﾞにまとめて下さい

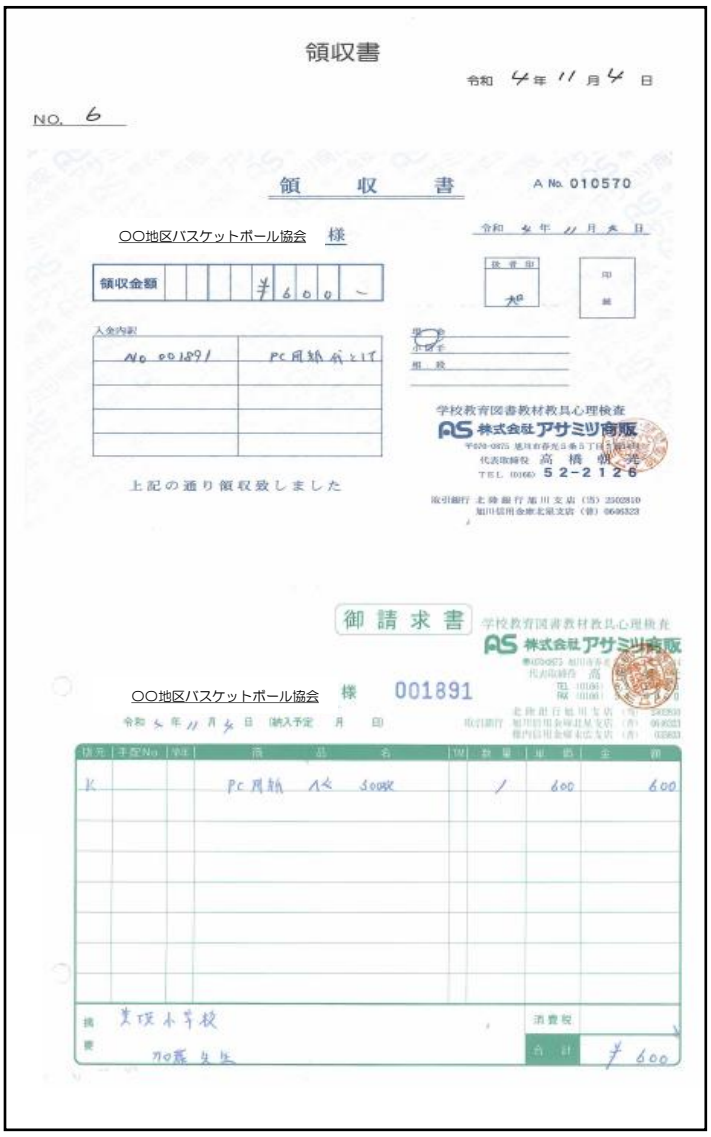

別紙（サンプル）

b）　レシートや領収書等は、A4用紙内にできるだけ入れてください

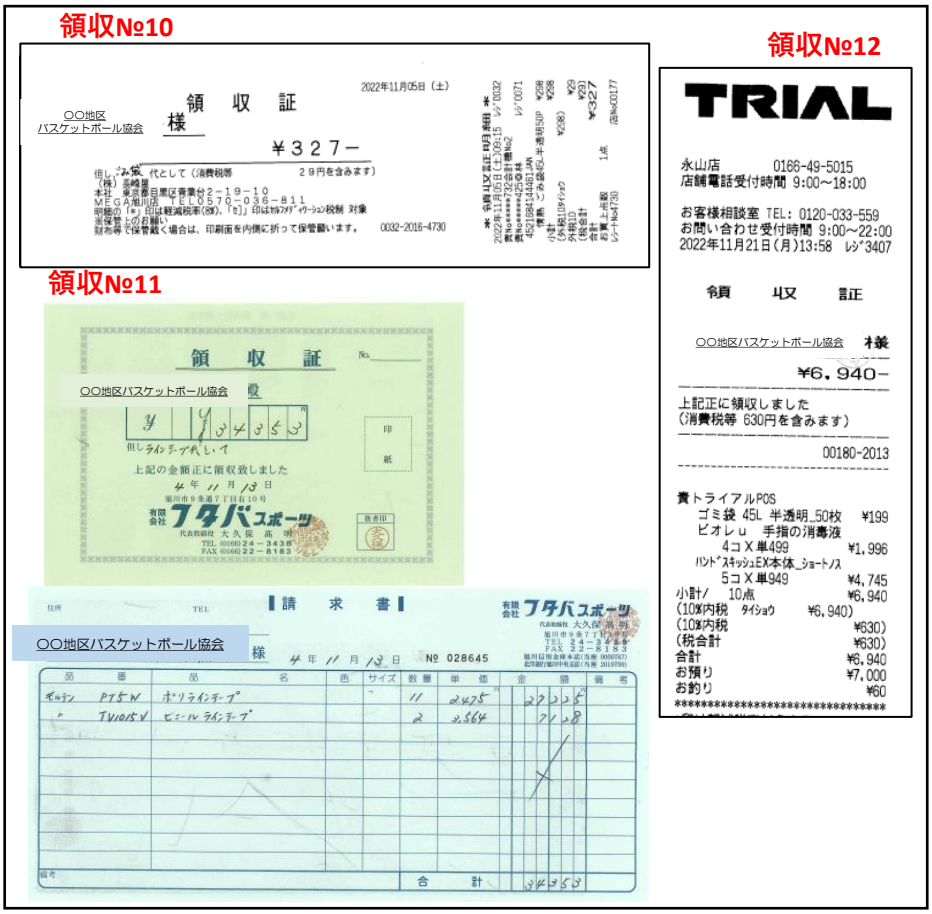

別紙

c）　レシートや領収書をA4用紙に貼る際、それぞれが重ならないようにしてください

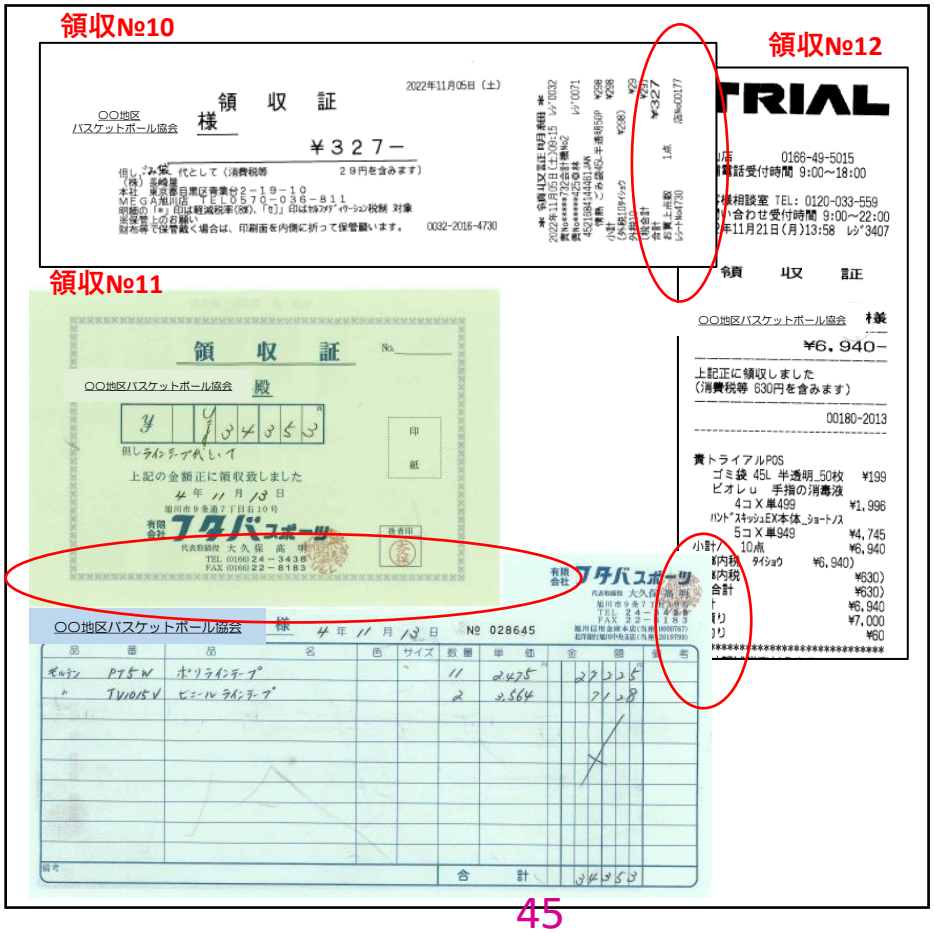

※３か所の重なりに注意して下さい

◆DC 関連周知事項（U12/U14/U16 北海道育成センター活動について）

(1)開催地区協会にお願い

①通信運搬費：切手代等

②消耗品費：コピー用紙等事務用消耗品、封筒等

上記について、開催地区協会で対応していただけるようにお願いいたします。

HBA 事務局